

当社株主の皆様へ

平成 29 年 2 月 27 日  
追加平成 29 年 3 月 3 日  
株式会社 USEN

### 当社株主の皆様から頂いたお問い合わせについて

株式会社 U-NEXT SPC1 による当社普通株式（以下「当社株式」といいます。）に対する公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）に関し、当社株主の皆様より頂きましたお問い合わせから、比較的多くのご質問を頂いた事項につき以下の通り、ご回答させていただきます。

当社は、平成 29 年 2 月 13 日の取締役会において、本公開買付けに賛同し、当社株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議しております。当社株主の皆様におかれましては、以下の内容をご高覧のうえ、本公開買付けへの応募につき前向きにご検討くださいますようお願い申し上げます。

1	USEN としてどう考えているのか。
	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 当社は、平成 29 年 2 月 13 日の取締役会において、本公開買付けに賛同し、当社株主の皆様に対して本公開買付けに応募することを推奨する旨を決議しております。</li><li>✓ 株主の皆様におかれましては、本公開買付けへの応募につき前向きにご検討くださいますようお願い申し上げます。</li><li>✓ なお、応募を推奨する理由の詳細については、公開買付説明書又は平成 29 年 2 月 13 日付「株式会社 U-NEXT SPC1 による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明及び応募の推奨並びに株式会社 U-NEXT との経営統合に関する基本合意書締結に関するお知らせ」 (<a href="http://www.usen.com/news/release/2017/20170213_167.html">http://www.usen.com/news/release/2017/20170213_167.html</a>) をご参照ください。</li></ul>

2	本公開買付けに応募しなかった場合は、どうなるのか。
	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 本公開買付けが成立した場合、本公開買付けに応募されず当社株式を継続して保有された株主の皆様には、本公開買付け終了後に予定されるスクイーズアウト手続きに従って、公開買付価格と同じ価格である 1 株当たり 461 円で現金が交付される予定です。</li><li>✓ なお、当該現金の交付時期については平成 29 年 10 月頃を予定しております。</li><li>✓ スクイーズアウト手続きの詳細については、公開買付説明書又は平成 29 年 2 月 13 日付「株式会社 U-NEXT SPC1 による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明及び応募の推奨並びに株式会社 U-NEXT との経営統合に関する基本合意書締結に関するお知らせ」 (<a href="http://www.usen.com/news/release/2017/20170213_167.html">http://www.usen.com/news/release/2017/20170213_167.html</a>) をご参照ください。</li></ul>

3	本公開買付けに応募しなかった場合は、U-NEXT 株式が対価として割り当てられるのか。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 上記 2 に記載の通り、継続所有株主（※）以外の株主の皆様が保有する株式は公開買付け価格と同じ価格である 1 株当たり 461 円で現金が交付される予定であり、U-NEXT 株式が対価として割り当てられることはありません。</li> <li>✓ なお、株主の皆様におかれましては、U-NEXT 及び経営統合後の統合会社の株式を市場で購入することが可能です。</li> </ul> <p>※宇野康秀氏（以下「宇野氏」といいます。）及び株式会社光通信（以下「光通信」といいます。）を意味します。また、ジーエス・ティーケー・ホールディングス・ツー合同会社（以下「GS」といいます。）との間で応募契約が締結された場合には宇野氏、光通信、GS を意味します。</p>

4	公開買付けに応募するにはどうすればよいか。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 本公開買付けに応募するためには、本公開買付けの公開買付代理人である大和証券株式会社（以下「大和証券」といいます。）を通じてお申し込みをして頂く必要があります。</li> <li>✓ 大和証券以外の証券会社からの応募申込はできません。</li> <li>✓ 具体的な応募に関するお手続きにつきましては、「株式会社 USEN に対する公開買付けの応募手続等のご案内（※）」に記載されたお近くの大和証券へお問合せ下さい。</li> </ul> <p>※「株式会社 USEN に対する公開買付けの応募手続等のご案内」は当社 HP (<a href="http://www.usen.com/ir/pdf/ir20170217.pdf">http://www.usen.com/ir/pdf/ir20170217.pdf</a>) にも掲載しております。</p>

5	公開買付けに応募した場合、売却代金の入金時期はいつか。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 決済開始日である平成 29 年 4 月 4 日（火曜日）の予定です。</li> </ul>

6	公開買付けへの応募には手数料はかかるのか。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 大和証券における本公開買付けへの応募手続きには手数料はかかりません。</li> <li>✓ ただし、大和証券への他社からの口座振替や口座管理については、個別の状況によって、別途手数料がかかる場合があります。詳細はお取引のある証券会社又は大和証券の本支店までお問い合わせください。</li> </ul>

7	応募したら必ず売却できるのか。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（71,465,300 株）以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等が行われます。</li> <li>✓ 応募株券等の総数が買付予定数の下限（71,465,300 株）に満たない場合には、応募株券等の全部の買付け等が行われません。</li> </ul>

8	単元未満株式でも公開買付けに応募することは可能か。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。</li> <li>✓ 但し、応募に際しては、大和証券に株式を振り替えていただく必要があります。</li> </ul>

9	公開買付説明書はどこで受け取れるのか。
	✓ 大和証券の本支店にて交付いたします。

10	いつまで応募が可能なのか。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 公開買付期間の末日である平成 29 年 3 月 28 日（火）の 16 時までとなります。</li> <li>✓ なお、他の証券会社にて当社株式を保有されている場合には、大和証券に当該株式を振替えていただく必要があります。株式の振替えには一定の日数が必要になるため、早めにお取引のある証券会社又は大和証券の本支店までお問い合わせください。</li> </ul>

11	本公開買付期間中に当社株式を取得して継続保有株主より多くの株式を保有した場合、スクイズアウトの対価として U-NEXT 株式が割り当てられるのか。
	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 継続所有株主以外の株主に U-NEXT 株式が割り当てられることはありません。</li> <li>✓ 本公開買付け終了後に継続所有株主の保有株式数を超えた株主が存在する場合には、当該株主が保有している当社株式についても現金化されるような株式併合比率に設定するなどして対応する予定です。</li> </ul>

- 本公開買付けは、日本の金融商品取引法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国 1934 年証券取引所法（**Securities Exchange Act of 1934**。その後の改正を含みます。）第 13 条(e) 項又は第 14 条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書面に含まれるすべての財務情報は日本の会計基準に基づいており、米国の会計基準に基づくものではなく、米国の財務情報と同等の内容とは限りません
- また、株式会社 **U-NEXT SPC1** 及び当社は米国外で設立された会社であり、その役員が米国外の居住者であるため、米国の証券関連法に基づいて主張しうる権利及び請求を行使することが困難となる可能性があります。さらに、米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の会社又はその役員に対して米国外の裁判所において提訴することができない可能性があります。加えて、米国外の会社及びその子会社・関連者（**affiliate**）をして米国の裁判所の管轄に服しめることができる保証はありません。
- 本公開買付けに関するすべての手続は、特段の記載がない限り、すべて日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部が英語により作成され、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- 株式会社 **U-NEXT SPC1** 又は当社の各ファイナンシャル・アドバイザー（その関連者を含みます。）は、その通常の業務の範囲において、日本の金融商品取引関連法規制及びその他適用ある法令上許容される範囲で、米国 1934 年証券取引所法（**Securities Exchange Act of 1934**）規則 14e-5(b)の要件に従い、当社の株式を自己又は顧客の勘定で本公開買付けの開始前、又は公開買付け期間中に本公開買付けによらず買付け又はそれに向けた行為を行う可能性があります。そのような買付けに関する情報が日本で開示された場合には、当該買付けを行ったファイナンシャル・アドバイザーの英語ホームページ（又はその他の公開開示方法）においても開示が行われます